# 吹田市既存民間建築物耐震診断補助金交付制度

新耐震基準が施行された**昭和56年5月31日以前**に 建築主事の確認を受けて建築され、居住又は使用して いるなどの建築物を対象に、耐震診断費用の一部を 補助します。

地震に対する安全性の目安が、数値でわかります。

#### ≪対象建築物≫

- ★**住宅** 現在居住しているか、これから居住しようとするもの 戸建住宅、長屋住宅、分譲・賃貸の共同住宅、店舗等併用住宅
- ★**特定の建築物** 現在使用しているか、これから使用しようとするもの 病院、スーパー、劇場、遊技場などの特定既存耐震不適格建築物 (耐震改修促進法第 14 条に基づく)

### ≪補助対象者≫

- ◆ 個人または法人
- ◆ 区分所有の場合は管理組合

## ≪補助額・限度額≫ ~下表のとおり~

対象建築物		補助額・限度額
戸建住宅	木造	耐震診断に要した費用の 9/10 と 4 万 5 千円×住居戸数の少ないほうの額とし
長屋住宅	717.6	木造部分の延べ床面積×千円/㎡を限度とする
共同住宅 (分譲・賃貸)	-11 <b>1-</b> -1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	耐震診断に要した費用の1/2と
(併用住宅を含む)	非木造	2万5千円×住居戸数の少ないほうの額とし 100万円を限度とする
特定既存耐震不適格建築物		耐震診断に要した費用の 1/2 とし
<u>(住宅を除く)</u>		100 万円を限度とする

# ≪お問合せ先≫

吹田市 都市整備部 開発審査室 耐震担当 (市役所 低層棟2階)

直通電話 06-6384-1910

代表電話 06-6384-1231 内線2694

FAX 06-6368-9901

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号